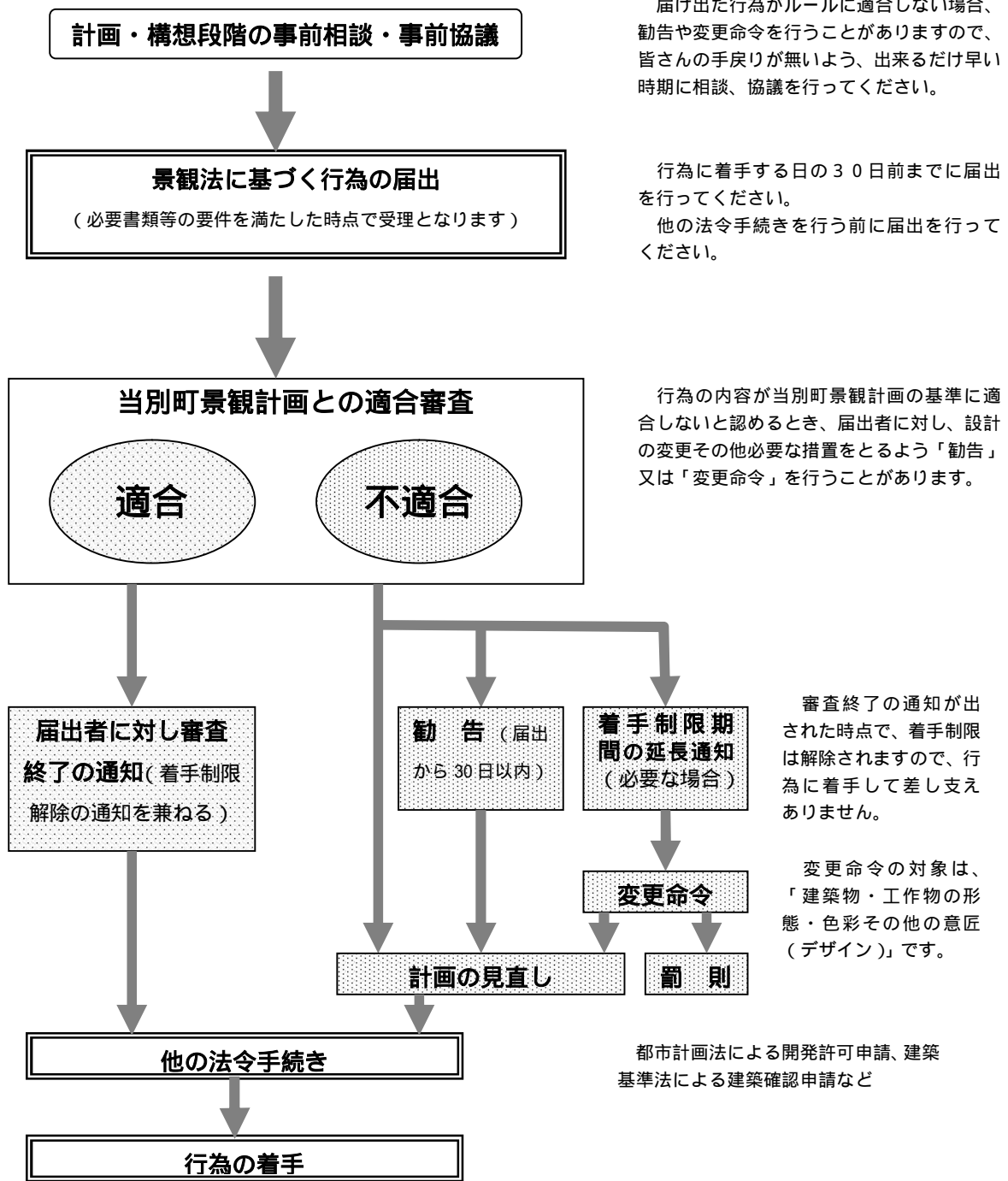


# 景観法の届出の手続きの流れ

一定の規模を超える行為を行う場合、以下により届出が必要です。



届け出た行為がルールに適合しない場合、勧告や変更命令を行うことがありますので、皆さんの手戻りが無いよう、出来るだけ早い時期に相談、協議を行ってください。

行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください。  
他の法令手続きを行う前に届出を行ってください。

行為の内容が当別町景観計画の基準に適合しないと認めるとき、届出者に対し、設計の変更その他必要な措置をとるよう「勧告」又は「変更命令」を行うことがあります。

審査終了の通知が出された時点で、着手制限は解除されますので、行為に着手して差し支えありません。

変更命令の対象は、「建築物・工作物の形態・色彩その他の意匠(デザイン)」です。

都市計画法による開発許可申請、建築基準法による建築確認申請など

**罰則について**      届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法102条第1号)  
変更命令に従わなかった場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。(景観法101条第1号)